

福岡県立山田高等学校跡地利活用推進協議会条例の一部を改正について

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><u>嘉麻市「福岡県立山田高等学校跡地」利活用推進協議会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 平成19年3月に廃校となった福岡県立山田高等学校の跡地（以下「高校跡地」という。）に関し、専門的な見地から協議し、高校跡地の利活用を積極的に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、<u>嘉麻市「福岡県立山田高等学校跡地」利活用推進協議会</u>（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>第2条 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員12人<u>以内をもって</u>組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者 2人以内</p> <p>(2) 公共的団体等が推薦する者 7人以内</p> <p>(3) <u>市民からの公募による者</u> 3人以内</p> <p>第4条 略</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。</p> <p>2 会長は、委員の互選により定める。</p> <p>3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>福岡県立山田高等学校跡地利活用推進協議会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 平成19年3月に廃校となった福岡県立山田高等学校の跡地（以下「高校跡地」という。）に関し、専門的な見地から協議し、高校跡地の利活用を積極的に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、<u>福岡県立山田高等学校跡地利活用推進協議会</u>（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>第2条 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員12人<u>以内で</u>組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者 2人以内</p> <p>(2) 公共的団体等が推薦する者 7人以内</p> <p>(3) <u>公募委員</u> 3人以内</p> <p>第4条 略</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。</p> <p>2 会長は、委員の互選により定める。</p> <p>3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。</p>

改正後	現行
<p>4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>5 副会長は、会長を補佐し、会長に<u>事故</u>があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>第6条・第7条 略</p>	<p>4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>5 副会長は、会長を補佐し、会長に<u>事故</u>あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>第6条・第7条 略</p>